

# (仮称) 東京都北区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例骨子 (案)

## 1 条例の目的、防止する行為の定義、各責務等

### (1) 目的

公共の場所における客引き行為、勧誘行為及び客待ち（以下「客引き行為等」という。）を防止することにより、区民等の快適で平穏な生活を保持し、安全で安心な地域社会の実現に資することを目的とする。

### (2) 防止する行為の定義

#### ア 客引き行為

次の営業について不特定の者の中から相手方を特定して客となるように誘う行為

(ア) 酒類を伴う飲食をさせる行為を提供する営業

…居酒屋・ガールズバー等

(イ) 個室を設けて当該個室において客に専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱を行わせる施設を提供する営業

…カラオケボックス等

(ウ) 風営法第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業

…ファッションマッサージ等

(エ) 専ら人の身体に接触して行う役務又はこれを仮装したもの（午後8時から翌日の午前6時までには営業をおこなうものに限る）

…マッサージ、エステ、整体、あかすり等

#### イ 勧誘行為

(ア) 人の性的好奇心に応じて人に接する役務に従事するように勧誘すること

(イ) 専ら異性に対する接待をして酒類を伴う飲食をさせる役務に従事するように勧誘すること

(ウ) わいせつな行為にかかる人の姿態の被写体となるように勧誘すること

#### ウ 客待ち

客引き行為、勧誘行為をする目的で、それらの行為の相手方となるべき者を待つこと。

### (3) 適用上の注意

この条例の適用に当たっては、何人の権利をも不当に侵害しないように留意する。

#### (4) 区の責務

区は、東京都、警察その他の関係行政機関及び地域活動団体と連携し、公共の場所における客引き行為等の防止に関する意識の啓発、その他この条例の目的を達成するために必要な施策を推進する。

#### (5) 区民等及び事業者の責務

区民等及び事業者は、区が実施する客引き防止に関する施策に協力するよう努める。

#### (6) 特定地区における地域活動団体の責務

3の(1)に規定する特定地区を活動の範囲に含む地域活動団体は、巡回、啓発等の取り組みを自主的に推進するよう努める。

### 2 客引き行為等の禁止、同行為等を用いた営業の禁止等

#### (1) 公共の場所における客引き行為等の禁止

何人も公共の場所において客引き行為等をしてはならない。また、他人に同行為をさせてはならない。

#### (2) 客引き行為等を用いた営業の禁止等

飲食店等を営む者は、客引き行為等をした者から紹介を受けて、当該行為を受けた者を客として営業所内に立ち入らせてはならない。また、飲食店を営む者は、客引き行為等の防止に関し、従業員へ指導、監督その他必要な措置を講ずるよう努める。

### 3 区の権限

#### (1) 客引き行為等防止特定地区の指定等

ア 区長は、客引き行為等を防止するため特に必要があると認めた区域を、客引き行為等防止特定地区（以下「特定地区」という。）として指定することができる。

イ 区長は、特定地区を指定したときは、当該区域その他必要と認める事項を告示しなければならない。

#### (2) 指導

ア 区長は、客引き行為等をしていると認められる者に対し、当該行為を中止するよう指導することができる。

イ 区長は、客引き行為等防止推進員及び客引き行為等防止指導員を指定し、指導を行わせることができる。

(3) 警告

区長は、特定地区において指導を受けた者が、更に同地区において違反行為をしていると認めたときは、当該行為を中止するよう警告をすることができる。

(4) 勧告

区長は、警告を受けた者が更に特定地区において違反行為をしていると認めたときは、当該行為を中止するよう勧告することができる。

(5) 公表

区長は、勧告を受けた者が、特定地区において正当な理由なく従わなかったときは、勧告内容等を公表することができる。

(6) 過料

勧告を受けた後に特定地区において違反行為をした者、立入調査を拒み、妨げ、忌避した者、及び質問に対し陳述しない者、若しくは虚偽の陳述をした者は5万円以下の過料に処する。

(7) 店舗場所の提供者への通知

区長は、公表をしたときは、当該公表に係る者に店舗場所を提供する土地又は建物の所有者又は管理者に対し、公表事項を通知することができる。

(8) 立入調査等

区長は、指導、警告、勧告を行うため必要があるときは、職員に、違反行為をした者の事務所、営業所に立ち入らせて必要事項を調査させ、又は関係者に対し質問させ、若しくは文書の提示等の協力を求めることができる。

(9) 委任

この条例に関し必要な事項は、規則で定める。

(10) 両罰規定

法人の代表者又は法人、若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、3の(6)に規定する違反行為があった場合は、行為者のほかその法人又は人に対しても同様の過料に処する。

※令和4年 7月 指導等の措置を除く部分について施行  
令和4年10月 指導等の措置について施行